（北区）

**○[東京都北区公衆浴場法施行条例](http://www.city.kita.tokyo.jp/reiki/42490101000500000000/42490101000500000000/42490101000500000000.html)**

平成二四年三月二六日
条例第五号

第一条から第三条　＜省略＞

（衛生及び風紀に必要な措置等）

第四条　普通公衆浴場の営業者は、次に定めるところによる措置を講じなければならない。

一から五　＜省略＞

六　浴槽水の水質基準については、次のとおりとすること。ただし、区長は、この基準（ウ及びエを除く。以下この号において同じ。）により難く、かつ、公衆衛生上支障がないと認めるときは、この基準の一部又は全部を適用しないことができる。

ア　濁度は、五度以下とすること。

イ　過マンガン酸カリウム消費量は、一リットルにつき二十五ミリグラム以下とすること。

ウ　大腸菌群数は、一ミリリットル中に一個以下とすること。

エ　レジオネラ属菌は、検出されないこと。

七　浴槽水は、常に満杯を保ち、湯栓及び水栓には、清浄な湯水を十分に補給すること。

八　浴槽水は、一日一回以上換水すること。

八の二　温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）第二条第一項に規定する温泉を貯留する貯湯槽（以下単に「貯湯槽」という。）を使用するときは、次の措置を講じること。

ア　貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、東京都北区規則（以下「規則」という。）で定めるところにより、定期的に清掃及び消毒を行うこと。

イ　貯湯槽内の湯を規則で定める温度以上に保つこと。ただし、これにより難い場合には、塩素系薬剤により湯の消毒を行うこと。

八の三　ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときは、次の措置を講じること。

ア　ろ過器は、規則で定めるところにより、定期的に逆洗浄等を行い、生物膜等ろ材に付着した汚れを除去するとともに、内部の消毒を行うこと。

イ　浴槽水を循環させるための配管は、規則で定めるところにより、定期的に内部の消毒を行うこと。

ウ　集毛器は、規則で定めるところにより、定期的に清掃を行い、内部の毛髪、あか、ぬめり等を除去すること。

エ　浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が一リットルにつき〇・四ミリグラム以上になるように保つこと。ただし、これにより難い場合には、塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用し、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。

オ　浴槽水については、規則で定めるところにより、定期的に水質検査を行うこと。

八の四　前二号の規定による清掃、消毒、検査等の実施状況を記録し、三年間保存すること。

＜中略＞

３　営業者は、公衆浴場の衛生上の維持管理を適正に行うため、原則として営業施設ごとに、管理者を置かなければならない。ただし、営業者が自ら管理者となつて管理する営業施設については、この限りでない。

＜以下省略＞

**〇**[**東京都北区公衆浴場法施行細則**](http://www.city.kita.tokyo.jp/reiki/35590210002800000000/35590210002800000000/35590210002800000000.html)

平成二四年　三月三〇日

規則第一四号

第一条から第八条　＜省略＞

（貯湯槽を使用するときの措置）

第九条　条例第四条第一項第八号の二アの規定による貯湯槽内部の清掃及び消毒は、一年に一回以上行うものとする。

２　条例第四条第一項第八号の二イの規定による温度は、摂氏六十度とする。

（ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときの措置）

第十条　条例第四条第一項第八号の三アの規定によるろ過器の逆洗浄及び内部の消毒は、一週間に一回以上行うものとする。

２　条例第四条第一項第八号の三イの規定による配管の内部の消毒は、一週間に一回以上行うものとする。

３　条例第四条第一項第八号の三ウの規定による集毛器の清掃は、毎日行うものとする。

４　条例第四条第一項第八号の三オの規定による浴槽水の水質検査は、レジオネラ属菌について一年に一回以上行い、レジオネラ属菌が検出されないことを確認するものとする。

＜以下省略＞